

○佐賀県警察用航空機の運用等に関する訓令

令和4年3月23日

佐賀県警察本部訓令第9号

佐賀県警察用航空機の運用等に関する訓令を次のように定める。

佐賀県警察用航空機の運用等に関する訓令

佐賀県警察用航空機の運用等に関する訓令（平成10年佐賀県警察本部訓令第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 勤務制等（第9条—第10条）
- 第3章 航空機の活動（第11条—第20条）
- 第4章 搭乗手続等（第21条—第26条）
- 第5章 安全管理（第27条—第30条）
- 第6章 整備及び検査（第31条—第35条）
- 第7章 臨時発着場（第36条—第41条）
- 第8章 航空機事故発生時の措置（第42条—第45条）
- 第9章 備付簿冊（第46条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、佐賀県警察航空隊（以下「航空隊」という。）の運営並びに警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用及び整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 航空機の運用及び整備に関しては、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）その他航空関係法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空業務 航空機の運用及び整備に関する業務をいう。
- (2) 航空基地 佐賀県警察が航空機の運用及び整備等のために設置した事務所、格納庫、

航空機の整備のための施設、通信施設及びその他所要の施設並びに設備をいう。

(3) 航空機等 航空機、航空機用装備品、航空機に係わる附属品及び部品並びに整備工具その他の航空機の整備に必要な物品をいう。

(4) 航空従事者 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第3項に規定する航空従事者をいう。

(5) 航空機事故 航空機による人の死傷、航空機の損害その他航空機に係る事故をいう。

（任務）

第4条 航空隊は、航空機を運用し、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

2 前項の任務を遂行するに当たっては、航空隊は、必要に応じて、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門と連携を図るものとする。

（航空業務の基本）

第5条 航空業務は、航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行に資するため、これを計画的に行うことを基本とする。

2 航空業務計画は、規則第4条第2項に定める警察庁長官（以下「長官」という。）が毎年度定めた航空業計画の指針に基づき策定する。

3 警察本部長（以下「本部長」という。）は、前項の規定による航空業務計画を策定後、速やかに、これを長官に報告するものとする。

4 本部長は、第2項の規定により策定した航空業務計画（以下「航空業務計画」という。）に基づき、関係職員に対し、所要の教育訓練を行わせるものとする。

（隊長の職務）

第6条 隊長は、航空業務計画に従って航空隊を運営し、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次に掲げる業務を統括するものとする。

(1) 航空機の運航及びその安全に関すること。

(2) 航空機等の整備に関すること。

(3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

2 隊長は、前項に規定する職務を実施するため、航空業務計画に基づき、毎年度の航空機事故の防止に関する計画、四半期ごとの整備計画及び訓練計画並びに月別運航計画を作成しなければならない。

3 隊長は、航空隊の運営に当たっては、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門と緊密に連携させなければならない。

(運航責任者)

第7条 規則第9条に規定する運航責任者は、隊長が航空従事者の警察官のうちから指定するものとする。

2 運航責任者が不在であることその他の理由によりその職務を行うことができないときは、隊長があらかじめ指定した航空従事者の警察官が、その業務を代行するものとする。

(安全担当者)

第8条 規則第10条に規定する安全担当者は、隊長が航空従事者のうちから指定するものとする。

第2章 勤務制等

(勤務制)

第9条 航空隊の勤務制は、毎日勤務とする。

(勤務の内容)

第10条 航空隊の勤務内容は、航空機の運航、航空機等の整備及び待機のほか、警備第二課長が別に命じた内容とする。

2 待機は、航空基地において、緊急事態が発生した場合、直ちに出勤できる態勢を保持しながら、書類の作成、整理、航空機、無線機器その他の装備資器材の点検整備及び航空基地の管理等に当たるものとする。

第3章 航空機の活動

(活動方針)

第11条 航空機の活動は、航空機を必要とする全ての警察事象に即応することを基本方針とする。

(機長の指定)

第12条 運航責任者は、航空機を運航させるときは、その都度、当該航空機を操縦する資格を有する者を機長に指定しなければならない。

(航空機の活動)

第13条 航空機の活動は、次のとおりとする。

- (1) 警備活動
- (2) 警ら活動
- (3) 特別活動
- (4) その他警察業務の支援活動等

(警備活動)

第14条 警備活動は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる活動とする。

- (1) 災害警備 大規模災害等緊急事態に対応のための活動
- (2) 警備実施 警備実施（警衛及び警護を含む。）のための活動
- (3) 事件捜査 警備部における各種事件捜査のための活動
- (4) 警備訓練 警備部門が主体となって実施する訓練及び自治体、他省庁と連携して実施する防災、警備訓練に関する活動
- (5) その他 前各号に該当しない警備活動
(警ら活動)

第15条 警ら活動は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる活動とする。

- (1) 警ら 通常時において、あらかじめ定めた計画により、警ら区を巡航して地上等における異常な事象の警戒活動及び管内の地形、地物、地理、交通の状況、公害の発生状況その他の実態把握活動に従事する活動
- (2) 訓練 操縦士等の技量の維持及び向上並びに操縦教育を行う訓練飛行に関する活動

2 警ら区は、別表のとおりとする。

(特別活動)

第16条 特別活動は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる活動とする。

- (1) 緊配活動 緊急配備等のための活動
- (2) 初動措置活動 事件、事故等が発生した場合に、当該事案に係る被疑者の発見、事故の状況把握等の初動措置のための活動
- (3) 救難救助活動 山岳遭難救助、水難救助その他人命の救助又は捜索のための活動
- (4) 自隊用務 試験飛行、委託整備等の空輸飛行等航空機の維持管理のための飛行に関する活動
(その他警察業務の支援活動等)

第17条 支援活動は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる活動とする。

- (1) 警察業務の支援活動 佐賀県警察の各部（警備部を除く。）、警察学校又は各警察署からの要請による当該業務の支援活動
- (2) 応援派遣 他都道府県への応援派遣
- (3) その他 行政支援等、前2号に該当しない航空機の支援が適当と認められる活動
(運航計画)

第18条 運航責任者は、毎月25日までに翌月の航空機運航計画(別記様式第1号)を策定し、隊長の承認を受けなければならない。

(運用状況報告)

第19条 運航責任者は、毎月の航空機の運航状況を原則として翌月の5日までに隊長に報告しなければならない。ただし、重要特異な事案については、その都度、報告するものとする。

(緊急出動)

第20条 警備第二課長は、大規模災害等緊急事態が発生、又は発生する恐れがある場合は、緊急に航空機を出動させるものとする。

- 2 所属長は、事件事故、犯罪捜査、人命救助その他の理由により航空機の緊急出動の必要があると認めるときは、警備第二課長にその出動を要請することができる。
- 3 前項の出動要請を受けた警備第二課長は、隊長に出動の指示を行い、これを受けた隊長は、気象条件、航空機の整備状況その他特別の支障がない限り、直ちに航空機を出動させるものとする。

第4章 搭乗手続等

(出動・搭乗申請)

第21条 所属長は、航空機の出動又は航空機に警察職員を搭乗させる必要があるときは、原則として出動又は搭乗日の7日前までに航空機出動・搭乗申請書(甲)(別記様式第2号)を警備第二課長を経由して提出し、本部長の承認を受けなければならない。

- 2 警備第二課長は、佐賀県警察職員以外の者(以下「部外者」という。)から航空機の出動・搭乗申請があった場合は、航空機出動・搭乗申請書(乙)(別記様式第3号)を提出させ、本部長の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の承認は、航空機出動・搭乗承認書(甲)又は航空機出動・搭乗承認書(乙)を交付して行うものとする。

(緊急時の手続)

第22条 緊急に航空機の出動を必要とする場合は、前条の規定にかかわらず、その都度、口頭又は電話により申請することができる。ただし、事後速やかに所定の手続をとらなければならない。

(部外者の搭乗基準)

第23条 部外者の搭乗は、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 防災、公害防止等警察業務と関連する業務の遂行に資するため、地方公共団体の職員その他の関係者を搭乗させる場合
- (2) 県知事等公的機関の長から要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮

して必要と認められ、かつ、警察業務の運営上支障がないと本部長が認めた場合

(3) その他警察業務と関連する業務に資するため、関係者を搭乗させることが必要と本部長が認めた場合

(搭乗手続の例外)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合は、搭乗手続を省略することができる。

- (1) 被救助者、被保護者又は被護送者を搭乗させる場合
- (2) 被救助者等に対する医療措置のため、医師等を搭乗させる必要がある場合
- (3) 航空法、電波法その他法的に定められた業務に基づき、担当者が搭乗する場合
- (4) 警察通信職員が業務のため搭乗する場合
- (5) 航空機等を管理する者が、その業務に関し搭乗する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長が搭乗手続を不要と認める場合

(搭乗者の遵守事項)

第25条 搭乗者は、航空機の運航に関しては、機長の指示に従わなければならない。

(航空機出動・搭乗申請受付簿)

第26条 警備第二課長は、各所属等からの航空機出動・搭乗の申請について、航空機出動・搭乗申請受付簿（別記様式第4号）により、その状況を明らかにしておかなければならない。

第5章 安全管理

(航空隊員の心構え)

第27条 航空隊員は、常に関係法令を遵守するとともに、知識及び技能の向上を図り、航空業務を効率的に推進し、航空機の安全運航に努めなければならない。

(航空機運航安全基準)

第28条 運航責任者は、規則、細則及び航空関係法令に定めるもののほか、航空機運航の安全について必要と認めるときは、別に航空機運航安全基準を定めることができる。

2 運航責任者は、航空機運航安全基準を定めたときは、隊長に報告するものとする。

(飛行計画の変更の禁止)

第29条 機長は、飛行中、気象の急変、機体の変調、事件事故等の突発事案の対応等のため、計画どおりの飛行が困難であると認める場合のほか、飛行計画を変更してはならない。

(防護計画)

第30条 安全担当者は、航空基地における火災その他の事故防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機の防護に必要な計画を策定しておくものとする。

2 安全担当者は、前項の防護計画を定めたときは、隊長に報告するものとする。

第6章 整備及び検査

(普通整備)

第31条 機長及び航空整備士は、飛行の安全を図るため、飛行前に細則別表第1に定める飛行前点検を行うとともに、航空整備士は、飛行終了後、航空機の各部の点検及び整備を行わなければならない。

2 機長及び航空整備士は、機体及び器材等の不具合を発見したときは、運航責任者に報告するとともに、航空整備士にあつてはその原因の探求及び整備を行わなければならない。

3 前項の報告を受けた運航責任者は、当該不具合が航空機の運航に支障が生じる場合等、必要に応じて隊長に報告するものとする。

(定期整備)

第32条 定期整備は、細則別表第2に定めるところにより行うものとする。

(特別整備)

第33条 特別整備は、細則別表第3に定めるところにより行うものとする。

(試験飛行)

第34条 運航責任者は、航空法に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときには、試験飛行を実施しなければならない。

(1) 規則第21条に規定する整備（普通整備については、日々点検及び保守を除く。）をしたとき。

(2) 航空機搭載無線機を修理又は交換したとき。

(3) その他必要と認めるとき。

(検査)

第35条 隊長は、規則第22条に規定する検査の実施要領を定め、6月ごとに本部長の検査を受けなければならない。

第7章 臨時発着場

(臨時発着場の指定)

第36条 本部長は、規則第18条に規定する航空機の臨時発着場を指定し、所属長に通報するものとする。

2 各警察署の管轄区域内に1か所以上の場所を指定するものとする。

3 所属長は、臨時発着場を設ける必要があるときは、次に掲げる書類を添えて警備第二課長を経由して本部長に申請し、その指定を受けるものとする。

- (1) 臨時発着場候補地調査表（別記様式第5号）
- (2) 付近見取図
- (3) 臨時発着場現場写真
- (4) 当該場所を中心とした地図（5万分の1又は2.5万分の1）
（実地調査）

第37条 警備第二課長は、前条第3項による臨時発着場の申請を受けたときは、臨時発着場選定の基準に基づき現地における実地調査を行うものとする。

- 2 警備第二課長は、実地調査の結果の適否を、当該所属長に連絡するものとする。
（臨時発着場の現況調査）

第38条 運航責任者は、臨時発着場について航空機の安全を図るため、離着陸に支障となる地勢の変化、障害物の設置、建造物の建設及び管理者等の変更その他の現況を把握、確認するため、定期的に現況調査を行うものとする。

（臨時発着場の使用承認）

第39条 臨時発着場の指定を受けた場合は、臨時発着場使用承諾書（別記様式第6号）により当該臨時発着場の管理者等から使用の承諾を受けるものとする。

- 2 臨時発着場使用承諾書は、臨時発着場を管轄する警察署に原本を、その写しを航空隊で保管するものとする。

（臨時発着場以外の場所の使用）

第40条 所属長は、航空機の出動を申請する場合において、飛行場又は臨時発着場以外の場所を航空機の離着陸に使用する必要があるときは、航空機出動・搭乗申請書（甲）に必要書類を添付し、出動予定日の1か月前までに申請しなければならない。

- 2 前項の申請に当たっての手續及び必要書類は、前4条を準用する。

（臨時発着場における安全措置）

第41条 警察署長は、管轄区域内の臨時発着場が航空機の離着陸に使用される場合は、その安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 関係者以外の者の立ち入りを禁止すること。
- (2) 風向き、風速を吹流し、旗等を立てること。
- (3) 石灰等を用い、着陸点を明らかにするための措置を講ずること。
- (4) 砂じんの飛散防止を図ること。
- (5) 航空機の吹き下ろし風による周辺の飛散物に対する処置を行うこと。
- (6) 駐機中の航空機、燃料等の警戒を行うこと。

- (7) 航空機と交信可能な無線機を用意しておくこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、隊長が指示すること。

第8章 航空機事故発生時の措置

(機長の措置)

第42条 機長は、飛行中、航空機の故障、気象の急変その他の理由により、航空機に危険が生じたとき又は危険を生じるおそれがあると認めるときは、人命の安全確保（地上の人命を含む。）を図るため必要な措置をとるとともに、緊急通信を行うものとする。

2 機長は、航空機事故が発生したとき並びに不時着しようとするとき及び不時着したときは、直ちに無線通信その他の方法により、細則第5条第2項に定める事項を本部長に速報するとともに、最寄りの航空管制機関に通報しなければならない。ただし、機長が報告できないときは、搭乗中の警察職員が行うものとする。

(警察無線局の措置)

第43条 警察無線局は、前条の緊急通信を受信したときは、直ちに受信内容を本部長に報告しなければならない。

(警察署長の措置)

第44条 警察署長は、管轄区域内において航空機事故の発生を認知したときは、直ちに搭乗者の救助、現場保存その他必要な措置をとるとともに、その状況を本部長に報告しなければならない。

(航空機事故調査)

第45条 本部長は、航空機事故が発生した場合は、当該事故の原因を明らかにするため、必要な調査を行わなければならない。

第9章 備付簿冊

第46条 隊長は、航空機の運用及び整備等の状況を明らかにするため、細則第7条に規定するもののほか、必要な簿冊を備え付けるものとする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

航空機警ら区

警ら区	管轄警察署
東部	佐賀南警察署 佐賀北警察署

	神埼警察署 鳥栖警察署
北部	小城警察署 唐津警察署 伊万里警察署
西部	武雄警察署 白石警察署 鹿島警察署

別記様式第1号(第18条関係)

航空機運航計画(月)

日	曜	飛行業務	離発着時間	飛行時間	乗組員	入力区分
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						

入力区分 A=派遣可能、B=自県用務、C=他府県派遣、D=各種訓練、E=自隊点検・整備等、F=外注整備等、a=防災・行政運航

別記様式第2号(第21条関係)

年 月 日					
佐賀県警察本部長 殿					
所属長					
航空機出動・搭乗申請書(甲)					
航空機の出動・搭乗について、次のとおり申請します。					
搭 乗 者	階 級	氏 名	年 齢	体 重	内 線 番 号
目 的					
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
搭 乗 場 所					
飛 行 区 域 及 び 経 路					
備 考					
承認第 号 航空機出動・搭乗承認書(甲)					
上記について、申請のとおり承認する。 なお、この承認書は、搭乗の際に機長に提出すること。					
年 月 日					
佐賀県警察本部長					

別記様式第3号(第21条関係)

佐賀県警察本部長 殿	年 月 日																									
申請者の住所 役職(職業) 氏 名 電 話 番 号																										
航 空 機 出 動 ・ 搭 乗 申 請 書 (乙)																										
航空機の出動・搭乗について、次のとおり申請します。 なお、搭乗に当たっては、機長及び担当係員の指示に従って行動し、事故等に基づく損害については、当方において処理し、貴本部には賠償の要求など一切迷惑をかけません。																										
搭 乗 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">勤 務 先</th> <th style="width: 15%;">役 職 等</th> <th style="width: 20%;">氏 名</th> <th style="width: 10%;">年 齢</th> <th style="width: 10%;">体 重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	勤 務 先	役 職 等	氏 名	年 齢	体 重																				
勤 務 先	役 職 等	氏 名	年 齢	体 重																						
目 的																										
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで																									
搭 乗 場 所																										
飛 行 区 域 及 び 経 路																										
代表者連絡先																										
備 考																										
承認第 号 航 空 機 出 動 ・ 搭 乗 承 認 書 (乙)																										
上記について、申請のとおり承認する。 なお、この承認書は、搭乗の際に機長に提出すること。																										
年 月 日																										
佐賀県警察本部長																										

別記様式第4号(第26条関係)

航空機出動・搭乗申請受付簿

受付番号					
受付日					
搭乗日時					
搭乗者					
目的					
搭乗場所					
飛行空域 又は 飛行経路					
承認番号					
備考					

別記様式第5号(第36条関係)

年 月 日				
佐賀県警察本部長 殿				
所属長				
臨時発着場候補地調査表				
臨時発着場名				
所在地	地名・番地			
	所有者 又は 管理者	住所		
		氏名	電話	
土地の 状況	面積	長さ m × 幅 m		
	土質			排水状況
	標高	m	勾配の有無	
恒風方向				
付近障害物の状況				
最寄りの警察施設 からの 距離及び無線感度	警察施設名		距離	km
	所要時間	車両・徒歩	分	無線感度 メリット()
その他参考となる事項				

年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

施設管理者(施設所有者)

住 所

氏 名

電 話 番 号

臨 時 発 着 場 使 用 承 諾 書

災害警備その他の警察活動において、下記施設をヘリコプターの臨時発着場として今後使用されることについて承諾します。

記

1 施設名

2 施設の所在地

3 使用期間

(1) 永久(施設の管理者から使用承諾廃止の申し出があるまで。)

(2) 以下の期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 使用条件

(1) 施設の管理者から使用承諾廃止の申し出があった場合、使用者はこれに従うこと。

(2) 使用に当たっては、事前に施設管理者の許可を得ること。

(3) 使用に起因する諸問題については、全て使用者において責任を負うこと。

(4) その他

5 備考

別記様式第 1 号 (第18条関係)

別記様式第 2 号 (第21条関係)

別記様式第 3 号 (第21条関係)

別記様式第 4 号 (第26条関係)

別記様式第 5 号 (第36条関係)

別記様式第 6 号 (第39条関係)